

北海道公報

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○北海道立道民活動センターの使用料の徴収事務の委託	(管財課)	四〇
○北海道立北方四島交流センターの使用料の徴収事務の委託	(管財課)	四〇
○産業廃棄物処理施設の変更に係る許可申請書の内容の概要等	(北方領土対策本部)	四〇
○北海道立社会福祉総合センターの使用料の徴収事務の委託	(廃棄物対策課)	四〇
○特定調達契約(物品の購入)に係る入札の公告の一部改正	(地域福祉課)	四〇
○大規模小売店舗立地法第五条第一項(新設)の届出	(障害者保健福祉課)	四〇
○北海道立産業共進会場の使用料の徴収事務の委託	(地域産業課)	四一
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(農政課)	四二
○土地改良区の役員の就任の届出	(農政課)	四二
○土地改良区の定款の変更の認可	(土地改良指導課)	四二
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定	(土地改良指導課)	四二
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	四三
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	四三
○土地改良事業の計画変更の認可申請の適否の決定	(土地改良指導課)	四三
○知事権限に係る保安林の指定の解除	(治山課)	四三
○山村振興法による市町村道の代行工事の開始	(道路計画課)	四四
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了	(道路計画課)	四四
○道路の区域の変更及び供用の開始	(道路整備課)	四四
○二級河川の指定	(河川課)	四五
○二級河川の指定の一部改正(二件)	(河川課)	四五
支庁告示		
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了		四五
○平成十三年度種馬鈴しよ集荷販売業者の登録		四五
道選挙管理委員会告示		
○政治団体の設立の届出(平成十三年二月分)		四六
○政治団体の届出事項の異動届出(平成十三年二月分)		四六

ページ

- 政治団体の解散の届出(平成十三年二月分) 四九
- 資金管理団体の指定の届出(平成十三年二月分) 五〇
- 資金管理団体の届出事項の異動届出(平成十三年二月分) 五〇
- 資金管理団体の指定取消の届出(平成十三年二月分) 五一

道公安委員会規則

- 北海道警察教養規則

道公安委員会告示

- 遊技機の認定及び型式の検定等の告示

公布された規則のあらまし

北海道警察教養規則(北海道公安委員会規則第九号)

一 趣旨

警察教養規則の規定に基づき、北海道警察職員に対する教養の実施に關し必要な事項を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、北海道警察における警察教養の重点を示し、計画的に警察教養を実施するとともに、その効果を確認し、必要な指示を行うこととした(第二条第一項関係)。
- 2 警察本部長は、学校教養及び職場教養については、それぞれの特性を生かすとともに、両者の有機的な連携に配慮することとした(第二条第二項関係)。
- 3 職務に係る倫理に関する警察教養は、職務倫理の基本を実践させるためのものとする(第三条関係)。
- 4 学校教養は、警察本部長が定める実施計画に基づき行うこととした(第四条関係)。
- 5 職場教養は、必要性の高い事項に重点を置くとともに、その内容に応じて学識経験者その他部外の有識者による教養を行うこととした(第五条第一項関係)。
- 6 体育及び術科訓練は、職務に直結した実践的な訓練に重点を置き、計画的に行うこととした(第七条関係)。
- 7 北海道警察の組織に関する規則の一部を改正することとした(附則第二項関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

告 示

示

北海道告示第 669 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立道民活動センターの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月10日

- | | | | | |
|----------|-----------------|-------|---|----|
| 1 受託者の名称 | 財団法人道民活動振興センター | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 所 在 地 | 札幌市中央区北2条7丁目1番地 | | | |

北海道告示第 670 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立北方四島交流センターの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月10日

- | | | | | |
|----------|---------------|-------|---|----|
| 1 受託者の名称 | 根室市 | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 所 在 地 | 根室市常盤町2丁目27番地 | | | |

北海道告示第 671 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の4第1項の規定により、産業廃棄物処理施設変更許可申請があった。
なお、産業廃棄物処理施設変更許可申請書（以下「申請書」という。）の内容の概要等は、次のとおりである。

平成13年4月10日

- | | | | |
|-----------|-------|---|----|
| 1 申請の概要 | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| (1) 申請年月日 | | | |

平成13年3月22日

(2) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名（申請者の住所又は氏名）
空知郡上富良野町北町2丁目4番地6
有限会社建設廃材中間処理センター 代表取締役 荒田 裕昭

(3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
空知郡上富良野町2225番7

(4) 産業廃棄物処理施設の種類の
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号口

（安定型最終処分場）

(5) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

がれき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず

2 法第15条第2項及び第3項に規定する申請書等の縦覧の場所、時間及び期間

(1) 縦覧の場所及び時間

ア 北海道上川支庁地域政策部環境生活課 午前9時から午後5時15分まで

イ 上富良野町民生生活課 午前8時30分から午後5時まで

(2) 縦覧の期間

平成13年4月10日から5月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

3 意見書の提出

(1) この産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有するものは、北海道知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

(2) 意見書には、意見書を提出する者の氏名及び住所並びに産業廃棄物処理施設の設置場所及び施設の種類の記載の上、生活環境の保全上の見地からの意見を記述すること。

(3) 意見書は、北海道知事（郵便番号 079 - 8610 旭川市永山6条19丁目 北海道上川支庁地域政策部環境生活課）に平成13年5月24日（木）までに到着すること。

北海道告示第 672 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立社会福祉総合センターの平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の者に委託した。

平成13年4月10日

- | | | | | |
|----------|------------------|-------|---|----|
| 1 受託者の名称 | 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 | 北海道知事 | 堀 | 達也 |
| 2 所 在 地 | 札幌市中央区北2条西7丁目 | | | |

北海道告示第 673 号

平成13年北海道告示第539号（特定調達契約（物品の購入）に係る入札の公告）の一部を次のように改正する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達也

1の③の事項中「平成13年7月13日」を「平成13年7月31日」に改める。

2の①の事項中「平成11年北海道告示第17号又は平成12年北海道告示第14号」を「平成13年北海道告示第19号」に改める。

3の1)のアの事項中「4月25日」を「5月10日」に改める。
5の1)の事項中「北海道札幌市中央区北1条西7丁目アリスト1・7 共用会議室」を「北海道札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館9階 共用会議室A」に改める。
5の2)の事項中「平成13年5月11日」を「平成13年5月28日」に改める。
11の3)のアの事項中「平成13年4月4日」を「平成13年4月11日」に改める。
11の3)のイの事項中「北海道保健福祉部1号会議室」を「北海道保健福祉部2号会議室」に改める。
12のBの事項中「10:00 A. M. May 11, 2001」を「10:00 A. M. May 28, 2001」に改める。

北海道告示第 674 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から大規模小売店舗の新設について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により平成13年8月10日までに北海道胆振支庁商工労働観光課に到着することができるとしている。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
輪西中核施設協同組合
室蘭市輪西町2丁目124 - 3、124 - 6
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
輪西中核施設協同組合
代表理事 松永 英樹
室蘭市輪西町1丁目36番5号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小 売 業 者 名	代 表 者 名	住 所
株式会社入江	入江 勉人	室蘭市輪西町1丁目35 - 3
有限会社魚てつ	湊 繁義	室蘭市輪西町2丁目2 - 16
清香園茶舗	葛西 廣一	室蘭市輪西町2丁目8 - 1

株式会社総合食品のしが	志賀 辰哉	室蘭市輪西町2丁目2 - 16
平靴店	平 武彦	室蘭市輪西町1丁目28 - 1
有限会社成田商店	成田 利雄	室蘭市輪西町2丁目2 - 16
株式会社藤屋時計店	前田 康博	室蘭市輪西町1丁目19 - 5
株式会社松永商店	松永 英樹	室蘭市輪西町1丁目17 - 13
吉本生花店	吉本 正	室蘭市日の出町2丁目14 - 3
有限会社おおた	大田 吉則	室蘭市知利別町1丁目1 - 4
株式会社いたがき	板垣 道夫	室蘭市輪西町1丁目26 - 2
有限会社菓子司かわむら	河村 誠	室蘭市鷺別町2丁目22 - 6

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成13年10月25日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,985㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数 84台
イ 駐車場の収容台数 45台
ウ 荷さばき施設の面積 75.25㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量 54.135㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後8時30分まで
(年間100日は午後9時30分)
ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
2 届出年月日
平成13年3月28日

第1252号

報

公

訓

典

北

3 届出書等の縦覧			
(1) 縦覧場所			
北海道経済部地域産業課			
北海道胆振支庁商工労働観光課			
(2) 縦覧期間			
平成13年4月10日（火）から8月10日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に 関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）			
(3) 縦覧時間			
午前9時から午後5時15分まで			
(4) その他			
縦覧については、室蘭市に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間 等については室蘭市へ問い合わせること。			
北海道告示第 675 号			
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立産業共 進会場の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次 の者に委託した。			
平成13年4月10日			
1 受託者の名称	財団法人北海道体育文化協会	北海道知事 堀 達 也	
2 所 在 地	札幌市南区真駒内公園1番1号		
北海道告示第 676 号			
次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。			
平成13年4月10日			
1 落札に係る物品等の名称及び数量	北海道知事 堀 達 也		
(1)ア 落札に係る物品等の名称	ヨーネライザ（90換体/キット）	1キット当たりの 単価	
イ 数 量	調達予定数量	3,066キット	
(2)ア 落札に係る物品等の名称	ヨーネ菌用培地「共立」（8ml×20瓶/箱）	1箱当 たりの単価	
イ 数 量	調達予定数量	3,600箱	
2 落札を決定した日			
平成13年3月23日			

3 落札者の氏名及び住所			
(1) 氏 名			
丸善薬品株式会社			
(2) 住 所			
北広島市大曲工業団地6丁目2番地13			
(2) 氏 名			
丸善薬品株式会社			
(2) 住 所			
北広島市大曲工業団地6丁目2番地13			
4 落札金額			
(1) 30,000円			
(2) 8,000円			
5 契約の相手方を決定した手続			
一般競争入札			
6 一般競争入札の公告			
平成13年北海道告示第156号			
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地			
(1) 名 称			
北海道農政部農政課			
(2) 所在地			
北海道札幌市中央区北3条西6丁目			
北海道告示第 677 号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、 次のとおり役員の就任の届出があった。			
平成13年4月10日			
就任年月日	理 事 ・ 氏 名	住 所	
	理事の別		
平成13. 3. 23	理 事	鈴木 義 弥	河東郡音更町字西中音更北17線14番地
北海道告示第 678 号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成13年3月30日、今 金土地改良区の定款の変更を認可した。			
平成13年4月10日			
	北海道知事 堀 達 也		
北海道告示第 679 号			
土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の 規定により、初山別土地改良区が新たに行う土地改良（南明里地区小規模土地改良（農業用 用排水））事業の施行の認可の申請を適当と決定した。			

その関係書類は、北海道留萌支庁に備え置いて、平成13年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

北海道告示第 680 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成13年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	堀 達 也
当別中央	ほ場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水）	北海道石狩支庁

北 島	土地改良総合整備 [担い手育成型]（暗きよ、客土）	同
幌 里 東	土地改良総合整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水、暗きよ）	北海道空知支庁

栄 穂	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理）	北海道十勝支庁
池田北西部	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農業用排水、農道、暗きよ、区画整理、土層改良）	同

牛 首 別	畑地帯総合整備 [担い手支援型]（農道、農業用排水、暗きよ、土層改良）	同
中 足 寄	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農道、暗きよ）	同

伏古第2	畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、区画整理、暗きよ、土層改良）	同
------	---------------------------------------	---

北海道告示第 681 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年4月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

地区名	事業の種類	堀 達 也
青 苗	畑地帯総合整備（農業用排水、農道、客土、区画整理）	北海道檜山支庁

五十二戸 別 昭 和中久著呂	農免農道整備（広域関連） 一般農道整備 農免農道整備 開拓地整備（道路）	北海道網走支庁 北海道十勝支庁 北海道釧路支庁 同 同
----------------	---	---

北海道告示第 682 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成13年4月12日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

事業主体名	地区名	事業の種類	堀 達 也
ながぬま農業協同組合	北 信	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）	北海道空知支庁

同	中 里	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）	同
同	発 祥	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）	同

同	稲 穂	基盤整備促進 [基盤整備]（暗きよ）	同
---	-----	--------------------	---

北海道告示第 683 号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成13年4月10日

北海道知事 堀 達 也

1 解除に係る保安林の所在場所
河西部中札内村元更別東3線611の1・元札内東4線612（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
風害の防備

3 解除の理由
農道用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び中札内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 684 号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第 1 項の規定による村道の工事を次のとおり開始する。

平成13年 4 月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1 路 線 名 島牧村道賀老高原通線
- 2 工 事 区 間 島牧郡島牧村字江ノ島556番地先から島牧郡島牧村字賀老55番 1 地先まで
- 3 工 事 の 種 類 改築
- 4 工 事 開始の日 平成13年 4 月16日

北海道告示第 685 号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第 1 項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。

平成13年 4 月10日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 路 線 名 利尻富士町道富士岬線

- (2) 工 事 区 間 利尻郡利尻富士町鷺泊字富士岬260番 2 地先から利尻郡利尻富士町鷺泊字本泊42番17地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工 事 完了の日 平成13年 4 月20日

- 2(1) 路 線 名 利尻町道仙法志鬼脇線

- (2) 工 事 区 間 利尻郡利尻町仙法志字元村39番 1 地先から利尻郡利尻町仙法志字御崎25番地先まで
- (3) 工 事 の 種 類 改築
- (4) 工 事 完了の日 平成13年 4 月20日

北海道告示第 686 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第 2 項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成13年 4 月10日

北海道知事 堀 達 也

報 公 道 海 北

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、区域及び縦覧場所 路 線 名 区 間

遠 軽 雄 武 線

紋別市上渚滑町上古丹国有林網走西部森林管理署紋別事務所59林班い小班地先から紋別市上渚滑町上古丹国有林網走西部森林管理署紋別事務所59林班二小班地先まで

上渚滑原野滝ノ上線

紋別郡滝上町字サクルー原野1966番 1 地先から紋別郡滝上町字サクルー原野1437番32地先（道道土別滝の上線交点）まで

中 標 津 空 港 線

標津郡中標津町字中標津3005番 1 地先から標津郡中標津町字中標津1878番 9 地先まで

摩 周 湖 中 標 津 線

標津郡中標津町字中標津1884番 2 地先から標津郡中標津町字中標津1847番11地先（道道中標津空港線交点）まで

変更前後の別 敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間 縦 覧 場 所

前 19.98mから 1,000.00m — 北海道網走土木現業所

後 19.98mから 1,000.00m —

前 7.00mから 113.05m 道道土別滝の上線に おける4.35mの間 同

後 11.00mから 130.50m 道道土別滝の上線に おける4.35mの間

前 21.00mから 712.82m — 北海道釧路土木現業所

後 18.00mから 712.82m —

前 21.00mから 168.60m 道道中標津空港線に おける16.00mの間 同

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成13年4月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

投票管理委員会告示

富良野町

北海道選挙管理委員会告示第43号

政党の支部であるか否かの別		政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否		石崎岳と政治を考える会（岳政会）	札幌市白石区平和通6丁目南3番4号		山 裕一	門 幸雄	事務局
同		段本幸男北海道後援会	同 中央区北5条西6丁目1番23号	第2道通ビル605号	山 重雄	中 寛教	同
同		はちろ吉雄江差地区後援会	檜山郡江差町字本町233 - 1		出 辰男	小山内 雄幸	檜山支所
同		沢宣彦後援会	虻田郡留寿都村字留寿都69番地3		沢 宣彦	久保田 正彦	後志支所
同		本間順司後援会	古平郡古平町大字浜町1109番地6		岩 間 修身	斉 藤 正陽	同
同		渡辺たかお小樽後援会	小樽市花園2丁目5番1号		佐 野 治	斉 藤 陽一	同
同		玉井洋一後援会	空知郡中富良野町東8線北9号		松 田 盛敏	小 伊 藤 純	上川支所
同		日本共産党もろたけ裕子後援会	網走郡津別町字共和44		巴 今 野 幸春	伊 藤 高 白	網走支所
同		渡辺たかおオホーツク後援会	北見市光葉町19 - 51		今 高 大	野 橋 清久	同
同		渡辺たかお苫小牧後援会	苫小牧市栄町1丁目3 - 3		野 橋 清久	幸 孝 人	胆振支所
同		清水誠一広陽地区後援会	帯広市西18条南3丁目51 - 1		大 杉 江	三 野 宮 妻	十勝支所
同		清水誠一西陵地区後援会	帯広市西18条南2丁目11		杉 江 和	新 妻 寛	同
同		清水誠一東部第2地区後援会	帯広市東6条南13丁目13		右 谷 敏	米 谷 正	同
同		清水誠一東鉄南地区後援会	帯広市東3条南22丁目13		岡 戸 敏彦	加 藤 友	同
同		渡辺たかお釧路後援会	釧路市寿町2 - 2 - 1		東 堂 義春	高 橋 信夫	釧路支所

北海道選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成13年4月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之

政治団体の名称		異動事項	異動	内 容	届出先
---------	--	------	----	-----	-----

自由民主党札幌清田区連合支部 主たる事務所の所在地 札幌市清田区里塚緑ヶ丘3丁目8 - 20 加来 札幌市清田区清田1条1丁目4 - 30 石田ビル 事務局

新 旧

自由民主党北海道札幌市手稲区第二支部	主たる事務所の所在地	札幌市手稲区手稲本町2条3丁目3-30	札幌市手稲区手稲本町2条4丁目4-35	事 務 局
自由民主党北海道参議院選挙区第一支部	同	同 中央区北2条西2丁目 S T V北2条ビル1F	同 中央区北4条西4丁目 ニュー札幌ビル7F	同
自由民主党北海道第一選挙区支部	代 表 者 の 氏 名	鈴木 宗 男	木 本 由 孝	同
自由民主党北海道理容支部	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 北海道理容生活衛生同業組合内	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 北海道理容環境衛生同業組合内	同
自由民主党北海道林材支部	代 表 者 の 氏 名	三津橋 貞 夫	米 子 宏 一	同
自由連合北海道第3選挙区総支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	石 岡 清 司	蝦 名 賢 司	同
自由連合北海道第2選挙区総支部	同	岸 郁 夫	蝦 名 賢 司	同
北海道理容政治連盟	主たる事務所の所在地	札幌市中央区南2条西20丁目1-1 北海道理容生活衛生同業組合内	札幌市中央区南2条西20丁目291番地 北海道理容環境衛生同業組合内	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	滝 本 源 造	玉 井 隆 彦	同
松木けんこう連合後援会	代 表 者 の 氏 名	佐々木 利 昭	塩 川 喜一郎	同
てんどう秀男後援会	同	片 野 時 夫	田 辺 寛 昌	石狩支所
竹内秀幸後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	山 田 徹	金 村 新 市	同
自由民主党七飯支部	代 表 者 の 氏 名	坂 本 盛 正	石 寺 廣 二	渡島支所
自由民主党函館支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	杉 本 悟	立 川 哲	同
石寺こうじ連合後援会	主たる事務所の所在地	亀田郡七飯町字本町404番地1	亀田郡七飯町字本町165番5号	同
渡島地方議員連絡協議会	会 計 責 任 者 の 氏 名	杉 本 悟	立 川 哲	同
小野寺喜一郎後援会	主たる事務所の所在地	上磯郡上磯町字大工川75-3	上磯郡上磯町字大工川89	同
同	代 表 者 の 氏 名	高 田 政 秋	川 村 武	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	佐 藤 俊 市	二井田 昌 弘	同
21世紀の道南を創る会	主たる事務所の所在地	亀田郡七飯町字本町165番地5	亀田郡七飯町字本町165番5号	同
函館地方自動車整備政経懇話会	代 表 者 の 氏 名	河 村 祥 史	高 木 幹 雄	同
国沢いさお奥尻町後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	小 野 龍 夫	柳 引 健 三	樽山支所
自由民主党寿都支部	同	蛇 沢 隆 彦	井 上 武 則	後志支所
青塚のぶき後援会	主たる事務所の所在地	岩内郡共和町梨野舞納105-1	岩内郡共和町梨野舞納番外地	同
大橋正雄後援会	代 表 者 の 氏 名	熊 本 志 志	大 橋 武 一	同
後志地方議員連絡協議会	同	佐 藤 時 雄	山 口 眞 人	同
山崎一雄後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	横 山 勉	板 東 哲 男	同
吉野ゆきお仁木後援会	主たる事務所の所在地	余市郡仁木町西町2-11	余市郡仁木町東町12-63	同
自由民主党滝川支部	同	滝川市西町2丁目1番9号	滝川市大町1丁目8番 滝川産経会館3階	空知支所
新井政美後援会	代 表 者 の 氏 名	平 倉 徹	藤 田 勝 弘	同
同	会 計 責 任 者 の 氏 名	高 林 孝 夫	寺 井 静 男	同
日本共産党森谷たけし後援会	主たる事務所の所在地	夕張市清水沢清陵町62	夕張市清水沢清陵町12の1	同

藤井政義を励ます会	代 表 者 の 氏 名	宇 井 政 雄	村 上 清	空知支所
山下貴史滝川後援会	主たる事務所の所在地	滝川市西町2丁目1番9号	滝川市栄町3丁目3番1号	同
自由民主党中富良野支部	会 計 責 任 者 の 氏 名	岸 英 夫	寛 幸 正 雄	上川支所
柿川弘後援会	主たる事務所の所在地	上川郡風連町本町19番地	上川郡風連町字旭1711番地	同
同	代 表 者 の 氏 名	寺 田 厚	川 上 良 一	同
金田えいこう東神楽地区後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	宮 口 知	鎌 田 優	同
自由政経同友会	主たる事務所の所在地	旭川市5条通12丁目左7号	旭川市7条通8丁目右1号	同
菅原功一と旭川市民の会	同	同 5条通12丁目左7号	同 7条通8丁目 中原ビル5 F	同
菅原功一連合後援会	同	同 5条通12丁目左7号	同 7条通8丁目右1号	同
日本遺族政治連盟北海道本部	同	同 花咲町1丁目	同 花咲町1丁目 友愛会館内	同
北海道商工政治連盟当麻支部	代 表 者 の 氏 名	善 光 英 治	佐 藤 利 博	同
ゆめたうん21市民の会	主たる事務所の所在地	旭川市5条通12丁目左7号	旭川市7条通8丁目右1号	同
工藤敏郎羽幌後援会	代 表 者 の 氏 名	石 川 士 史	宮 崎 武 夫	留萌支所
工藤敏郎政策研究会	会 計 責 任 者 の 氏 名	柴 田 俊 明	森 秀 一	同
松本勝利と手をつなぐ会	主たる事務所の所在地	稚内市富岡2丁目29 - 6	稚内市大黒2丁目3 - 4	宗谷支所
道政稚内研究会	会 計 責 任 者 の 氏 名	風 無 成 一	瀬 戸 英 夫	同
自由民主党留辺蘂支部	主たる事務所の所在地	常呂郡留辺蘂町字旭104番地1	常呂郡留辺蘂町字旭29	網走支所
同	代 表 者 の 氏 名	加 藤 勝 美	梶 浦 利 和	同
赤井邦男後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	豊 嶋 鉄 也	渡 部 寛	同
北見地区農協政治連盟	代 表 者 の 氏 名	水 澤 道 男	赤 井 邦 男	同
J Aこしみず農業と政治を守る会	同	南 丸 巧 三 吾	永 井 則 夫	同
市民が創る紋別の会	代 表 者 の 氏 名	石 丸 慎 男	鈴 木 幸 雄	同
森本ひでき後援会	会 計 責 任 者 の 氏 名	赤 井 邦 男	鈴 藤 美 秀	同
自由民主党室蘭支部	同	添 田 和 孝	平 塚 政 治	同
岩倉博文室蘭市後援会	主たる事務所の所在地	中 島 司 郎	和 久 昌 敏	胆振支所
根本道明後援会	同	室蘭市中島町2 - 29 - 16	室蘭市中島町1 - 30 - 13	同
北海道石油政治連盟日高地方支部	代 表 者 の 氏 名	白老郡白老町字竹浦192 - 23	白老郡白老町字竹浦124 - 23	同
大谷とおる芽室後援会	主たる事務所の所在地	中 山 節 雄	西 川 周 三	日高支所
清水誠一稲田第2地区後援会	同	河西郡芽室町東4条2丁目10	河西郡芽室町東2条3丁目	十勝支所
同	代 表 者 の 氏 名	帯広市稲田町290 - 7	帯広市稲田町東1 - 5	同
清水誠一帯広開発研究会	会 計 責 任 者 の 氏 名	尾 野 俊 勝	小 森 利 明	同
清水誠一川北地区後援会	主たる事務所の所在地	阿 部 光 博	清 水 茂 彰	同
同	代 表 者 の 氏 名	帯広市西12条北5丁目	帯広市西14条北7丁目2 - 4	同
		竹 中 美 之	笹 村 二 朗	同

清水誠一川西連合後援会	会計責任者の氏名	松井敏博	浅野博義	十勝支所
清水誠一建友後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西3条南16丁目12	帯広市西6条南16丁目2	同
清水誠一栄地区後援会	同	同 西17条北2丁目11 - 5	同 西17条北2丁目46 - 9	同
同	代表者の氏名	平野安雄	石上昭二	同
清水誠一誠栄会	会計責任者の氏名	伊藤康弘	大塚克利	同
清水誠一清誠会	主たる事務所の所在地	帯広市西3条南16丁目12	帯広市西6条南16丁目2	同
清水誠一東部連合後援会	政治団体の名称	清水誠一東部連合後援会	清水誠一東部発祥連合後援会	同
同	主たる事務所の所在地	帯広市東11条南6丁目26 - 10	帯広市東9条南4丁目1 - 37	同
同	代表者の氏名	千葉巖	西山晃	同
同	会計責任者の氏名	西山晃	高橋勝美	同
清水誠一ニュータウン地区後援会	政治団体の名称	清水誠一ニュータウン地区後援会	清水誠一西帯広連合後援会	同
同	主たる事務所の所在地	帯広市西22条南3丁目22 - 5	帯広市西22条南1丁目11 - 5	同
同	会計責任者の氏名	横山宣昭	後藤共宏	同
清水誠一南町地区後援会	主たる事務所の所在地	帯広市南町東5条2丁目41	帯広市南町南7線28	同
同	代表者の氏名	増子一男	鈴木薫	同
清水誠一連合後援会	主たる事務所の所在地	帯広市西3条南16丁目12	帯広市西6条南16丁目2	同
高薄渡後援会	代表者の氏名	佐藤栄	浅野克哉	同
十勝清流政治の会	会計責任者の氏名	奥田頼昌	梶山憲章	同
柏亨会	主たる事務所の所在地	河西郡芽室町東4条2丁目10	河西郡芽室町東2条3丁目6	同
山口武敏連合後援会	同	河東郡音更町木野大通西6丁目1番地	河東郡音更町大通5丁目2番地	同
こくほ政信後援会	代表者の氏名	石塚忠章	工藤勝永	釧路支所
寺沢くにお後援会	会計責任者の氏名	渡辺康男	淡路祐三	同
中川昭一茶内後援会	主たる事務所の所在地	厚岸郡浜中町茶内橋北西103	厚岸郡浜中町大字琵琶瀬村字茶内市街地2条通東20番地の1	同
中川昭一弟子団町後援会	会計責任者の氏名	大木弘信	林隆雄	同
西田あきひろ後援会	代表者の氏名	播磨義和	工藤勝永	同
浜辺洋一後援会	同	中野勝平	濱屋進	根室支所

北海道選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成13年4月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋康之
（平成13年2月分）
政治団体の名称 代表者の氏名 解散の年月日 届出先

獅子の会	石井建一	平12.12.31	事務局
都市開発研究会	中田揮夫	同	同
柿崎幸男後援会	柿崎幸男	同13.2.22	石狩支所
田中みつお後援会	紺井正夫	同13.2.6	渡島支所
水戸忠一後援会	佐藤可也	同13.2.27	同
久末康後援会	久末紀美子	同11.4.30	檜山支所

北海道選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定
取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等次のとおり公

表する。

平成13年4月10日

北海道選挙管理委員会委員長 高橋 康 之

資金管理団体の指定の取消し届出をした者			資 金 管 理 団 体		指 定 取 消 届 出 先
氏 名	職 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	年 月 日
柿 崎 幸 男	公 職 の 議 員	資金管理団体の名称 柿崎幸男後援会	石狩市花川北4条4丁目43番地	柿 崎 幸 男	平成13. 2.22
赤 井 邦 男	議 会 議 員	赤井邦男後援会	紋別市潮見町1丁目3番18号	水 澤 道 男	同 13. 2.25
佐 竹 博 士	別 市 議 員	佐竹博士後援会	帯広市東1条南11丁目1	佐 竹 博 士	同 12.12.31
岡 田 勉 弟 子 屈 町 長	議 員	岡田勉後援会	川上郡弟子屈町高栄1 - 5 - 6	岡 田 勉 同	13. 1.31

(平成13年2月分)

北海道公安委員会規則

北海道警察教養規則をここに公布する。

平成13年4月10日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

北海道公安委員会規則第9号

北海道警察教養規則

北海道警察教養規則（昭和43年北海道公安委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、警察教養規則（平成12年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、北海道警察職員に対する警察教養の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（警察教養の重点等）

第2条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、規則第5条第1項の規定により警察庁長官から示される警察教養の重点を踏まえて、北海道警察における警察教養の重点を示し、計画的に警察教養を実施するとともに、その効果を確認し、必要な指示を行うものとする。

2 警察本部長は、北海道警察学校（分校を含む。）その他の教育訓練施設における警察教養（以下「学校教養」という。）及び職場における警察教養（以下「職場教養」という。）については、それぞれ特性を生かすとともに、両者の有機的な連携に配慮するものとする。

（職務倫理教養）

第3条 職務に係る倫理に関する警察教養は、警察に求められる高い倫理観を涵養し、警察

職員の職務倫理及び服務に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第1号）第2条第2項に掲げる職務倫理の基本を実践させるためのものとする。

（学校教養の実施）

第4条 学校教養は、警察本部長が定める実施計画に基づき行うものとする。

（職場教養の実施）

第5条 職場教養は、業務の実態等に照らし、必要性の高い事項に重点を置くとともに、その内容に応じて、学識経験者その他部外の有識者による教養を行うものとする。

2 職場教養は、前項に定めるもののほか、個人指導、小集団活動、資料配布、研修その他適切な方法により行うものとする。

（体育及び術科訓練）

第6条 体育及び術科訓練は、職務を執行するに際して必要な気力及び体力の養成並びに術科技能の向上を目的とし、職務執行に直結した実践的な訓練に重点を置いて、計画的に行うものとする。

（細目）

第7条 この規則の施行に関し、必要な事項は警察本部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北海道警察の組織に関する規則の一部改正）

2 北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「調査部長又は巡查」を「警部補以下」に改め、「警察官」の次に「又は事務吏員若しくは技術吏員」を加える。

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第24号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成13年4月10日

北海道公安委員会委員長 潮田 隆

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地株式会社三共
	代表者の氏名	代表取締役 毒島 秀行
	製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
2	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	フイーバー十二支DX
	製造業者名	株式会社三共
	型式試験番号	10004600
3	検定年月日	平成13年4月10日
	検定番号	第10004600号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都世田谷区新町2丁目25番16号株式会社アリストクラテクノロジーズ
4	代表者の氏名	代表取締役 加茂 隆曹
	製造又は検査を行う事業所の所在地	埼玉県狭山市大字中新田字芝101-1 埼玉県上尾市大字小敷谷字天久保600
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
5	型式名	モンキーパラダイス
	製造業者名	株式会社アリストクラテクノロジーズ
	型式試験番号	14001200
	検定年月日	平成13年4月10日
6	検定番号	第14001200号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間

3	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市荒川3丁目10番7号株式会社藤商事
	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
4	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
	型式名	CRジャリソチエV
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	10006600
5	検定年月日	平成13年4月10日
	検定番号	第10006600号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市荒川3丁目10番7号株式会社藤商事
6	代表者の氏名	代表取締役 松元 邦夫
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
7	型式名	CRブツちざりライオーフ
	製造業者名	株式会社藤商事
	型式試験番号	10002200
	検定年月日	平成13年4月10日
8	検定番号	第10002200号
	検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2 岡崎産業株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 宮田 龍一
9	製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県松阪市中万町鐘突2185番地の2
	遊技機の種類	回胴式遊技機
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名	ジヤックポット
10	製造業者名	岡崎産業株式会社
	型式試験番号	14004100

検 定 年 月 日	平成13年4月10日
検 定 番 号	第14004100号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都港区愛宕一丁目3番4号愛宕東洋ビル7階 アイジー・テイ・ジー・パン株式会社
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 スコット・ウインゼラー
製造又は検査を行 う事業所の所在地	大阪府富田林市大字佐備1811番地1
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	タイガースク21
製造業者名	アイジー・テイ・ジー・パン株式会社
型式試験番号	14003100
検 定 年 月 日	平成13年4月10日
検 定 番 号	第14003100号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県日進市浅田町平子4番地1026 株式会社タイドー
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 毒島 廣治
製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県日進市浅田町平子4番地1026
遊技機の種類	回胴式遊技機
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
型 式 名	フイーバー・クイン1
製造業者名	株式会社タイドー
型式試験番号	14004400
検 定 年 月 日	平成13年4月10日
検 定 番 号	第14004400号
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エlico
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 宇田川和富
製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地
遊技機の種類	回胴式遊技機

8	式 の 型 式 名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
概 要	製造業者名 型式試験番号	株式会社エlico 14005100
検 定 年 月 日	平成13年4月10日	
検 定 番 号	第14005100号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社エlico	
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 宇田川和富	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	鳥取県米子市和田町1343番地 栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型 式 名	カジノフリースR	
製造業者名	株式会社エlico	
型式試験番号	14005200	
検 定 年 月 日	平成13年4月10日	
検 定 番 号	第14005200号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間	
検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都新宿区新宿1丁目24番7号 有限会社リックコーポレーション	
代 表 者 の 氏 名	代表取締役 田中 理介	
製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹2丁目129 - 3	
遊技機の種類	回胴式遊技機	
遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
型 式 名	リックデビュー	
製造業者名	有限会社リックコーポレーション	
型式試験番号	04001000	
検 定 年 月 日	平成13年4月10日	
検 定 番 号	第04001000号	
検定の有効期間	公示の日（平成13年4月10日）から3年間	

正 誤

○平成13年3月30日（第1249号）
北海道告示第540号（農地保有合理化事業の実施に関する規程の承認）中に次のとおり誤
りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
237 左 19
誤 恵庭市農業協同組合
正 道央農業協同組合

毎週火・金曜日発行

（購読料金（送料とも）は月額三千四百四十円）

発 行 編 印

行 集 刷

北海道総務部法制課
北海道印刷株式会社